

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	市税等の徴収に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

人吉市は、市税等の徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

熊本県人吉市長

## 公表日

平成28年11月7日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税等の徴収に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法(平成25年法律第226号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、介護保険法(平成9年法律第123号)等に基づき、市税等を徴収する。具体的には以下の事務を行う。</p> <p>【徴収事務】</p> <p>地方税法その他関係法令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①収納管理: 納税義務者等が納付した収納情報を管理し、賦課更正等により過誤納等が発生した場合は、還付・充当を行う。また、納税義務者等からの申請に基づき、税・料情報ファイルから納税証明書・納付証明書を発行する。</p> <p>②滞納整理(督促状・催告書発送業務): 賦課業務により課税された市税等のうち、納税者が納期限までに徴収金を完納しない場合は、滞納整理を行う。(納期限後20日以内に督促状を発送する。)また、督促以降も完納しない場合は、催告書を発送する。</p> <p>③滞納処分: 督促発送から起算して10日を経過するまでに徴収金を完納しない場合、滞納処分を行う。</p> <p>④調査業務: 滞納処分に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関とその他法令に定める第三者等に当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を相互に求める。</p> <p>⑤滞納処分の執行停止: 財産・所在不明及び生活困窮等で徴収不可の事実が明らかである時は、当該税等について滞納処分の執行停止を行う。</p>
③システムの名称	Acrocity
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、国民健康保険税情報ファイル、介護保険料情報ファイル、後期高齢者医療保険料情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第1項 別表第一の16、30、59、68の項</li><li>・番号法第9条第3項</li><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条、第24条、第46条、第50条</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報の照会) なし</p> <p>(情報の提供) ・番号法第19条第1項第7号 別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、118、120の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第22条、第23条、第25条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第44条、第47条、第49条、第50条、第51条、第54条、第55条、第58条、第59条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部納税課
②所属長	納税課長 廣田 稔
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>人吉市役所 市民部 納税課 〒868-8601 熊本県人吉市西間下町118番地1 電話0966-22-2111(代表)</p> <p>人吉市役所 総務部 総務課 法制係 〒868-8601 熊本県人吉市下城本町1578番地1 電話0966-22-2111(代表)</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	人吉市役所 市民部 納税課 〒868-8601 熊本県人吉市西間下町118番地1 電話0966-22-2111(代表)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年11月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年11月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月11日	4. 情報システムネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第1項第7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、11、16、18、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、63、64、65、66、67、71、74、80、84、87、91、94、97、101、102、103、107、108、113、114、115、116、117、120の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第44条、第47条、第49条、第50条、第51条、第54条、第55条、第58条、第59条</li> </ul>	(情報の照会) なし  (情報の提供) <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第1項第7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、118、120の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第22条、第23条、第25条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第44条、第47条、第49条、第50条、第51条、第54条、第55条、第58条、第59条</li> </ul>	事後	
平成28年10月11日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求の請求先	人吉市役所 市民部 納税課 〒868-8601 熊本県人吉市麓町16番地 電話0966-22-2111(代表)	人吉市役所 市民部 納税課 〒868-8601 熊本県人吉市西間下町118番地1 電話0966-22-2111(代表)	事後	
平成28年10月11日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求の請求先	人吉市役所 総務部 総務課 法制係 〒868-8601 熊本県人吉市麓町16番地 電話0966-22-2111(代表)	人吉市役所 総務部 総務課 法制係 〒868-8601 熊本県人吉市下城本町1578番地1 電話0966-22-2111(代表)	事後	
平成28年10月11日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せの連絡先	人吉市役所 市民部 納税課 〒868-8601 熊本県人吉市麓町16番地 電話0966-22-2111(代表)	人吉市役所 市民部 納税課 〒868-8601 熊本県人吉市西間下町118番地1 電話0966-22-2111(代表)	事後	